

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和元年7月23日（令和元年（行情）諮問第182号）

答申日：令和2年3月19日（令和元年度（行情）答申第626号）

事件名：特定刑事施設で行われた特定の訓話内容を含む文書の不開示決定（不  
存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年3月22日付け福管総発第58号をもって福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、意見書を諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されているため、その記載を省略する。

審査請求人は、特定年月に職員より本書面を提示してもらい、写しを残しており（全ての日付は本件対象文書の1ないし8の括弧内の日付に提示された）作成していないはおかしい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件開示請求について

本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求し、処分庁が、行政文書不開示決定通知書により、本件対象文書について、特定刑事施設において保有していないことを理由とした不開示決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象文書の全部を開示するよう求めていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

#### 2 本件対象文書の保有の有無について

本件開示請求を受けた処分庁担当者は、開示請求を受理した際、特定刑事施設に対して事務室及び文書庫並びにパソコン上のデータを探索させたところ、特定刑事施設において本件対象文書は作成又は取得しておらず、

保有していないとのことから、念のため、再度、処分庁担当者から特定刑事施設に対して本件対象文書を探索させ、改めて、本件対象文書は作成又は取得しておらず、保有していないことを確認した上で、処分庁において原処分を行ったものである。また、特定刑事施設職員が被収容者に対する指導として、本件対象文書記載の訓話を行っていたとしても、それらを書き起こした文書を作成していないことに不自然・不合理な点はない。

- 3 以上のとおり、原処分は、処分庁担当者において十分に探索を尽くした上でなされたものであり、かかる探索結果を覆して本件対象文書が存在すると認める相当な理由も認められないことから、行政文書の不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年7月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月28日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 令和2年2月14日 審議
- ⑤ 同年3月17日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書は、作成されておらず、現に保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消すとの裁決を求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁の説明は上記第3の2のとおりである。

##### (2) 検討

ア 審査請求人は、審査請求書において、特定年月に職員より本書面を提示してもらい、写しを残しており（全ての日付は本件対象文書の1ないし8の括弧内の日付に提示された）作成していないのはおかしい旨主張する。

イ この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

特定刑事施設において、担当職員による訓話は、資料「指導テーマ別訓話指導例集」（以下「訓話例」という。審査請求人が本件開示請求書等で主張する「担当訓話指導計画に基づく指導テーマごとの

訓話例」は同一のものを指すと考えられる。)に基づいて行われるが、職員が訓話例に基づく訓話を行う際に、各指導テーマに沿って独自に工夫した訓話を行っている場合もある。審査請求人が主張する本件対象文書記載のような訓話を行っていたとしても、その訓話は上記のような趣旨で行われたものであり、当該訓話内容を書き起こした文書は作成されていない。

また、諮問書に添付した平成31年1月23日付け求補正書(写し)及びこれに対する同年2月12日受付回答(写し)によれば、審査請求人は、本件対象文書が訓話例に存在していないとして、訓話例に記載のない部分を本件対象文書として請求しているのであって、訓話例が請求内容に含まれないことは明らかであり、審査請求人もこの点は認識している。

ウ そこで検討するに、上記イの求補正書及びこれに対する回答並びに諮問書に添付された平成31年2月28日付け求補正書及びこれに対する同年3月8日受付回答(各写し)の内容に照らせば、上記イの諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められず、作成しているとは認められない。

(3) 諮問庁が、上記第3の2で説明する本件対象文書の探索の範囲等についても、特段問題があるとは認められない。

(4) 以上によれば、特定刑事施設において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特定刑事施設において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

## 別紙（本件対象文書）

特定刑事施設で行われた訓話に係る，以下 1 ないし 8 の訓話内容を含む行政文書（特定刑事施設，開示請求日まで）

- 1 「“判断と実行と” どんな仕事でも仕事をやるからには云々」（特定年月日 A 訓話）
- 2 「真剣な夢・・・勝ちに不思議の勝ちあり云々」（特定年月日 B 訓話）
- 3 「「人と仲良くし好かれる人物になる」対人関係は本来難しい云々」（特定年月日 C 訓話）
- 4 「「性格は変えられないけど」人は自分をある程度は変えること云々」（特定年月日 D 訓話）
- 5 「「信用と失敗」今回のテーマは「信用と失敗」です承知の通り云々」（特定年月日 E 訓話）
- 6 「「声なき声」相手の態度や言動に不満がある時にすぐに言葉云々」（特定年月日 F 訓話）
- 7 「「言葉の威力」「言葉は言霊」というように言葉には力があります云々」（特定年月日 G 訓話）
- 8 「「言葉は生き物」私たちは言葉を口から発しています。それは思いを云々」（特定年月日 H 訓話）